

## 日本の所得税負担の実態 —高額所得者を中心に—

岡 直樹\*

### 要 約

所得税は、税目としての税収が最大であり、また、確定申告書を提出する者の数が最も多いなど、国民にとって身近な税である。

本稿は、所得税の課税ベースの実態に、高額所得者（高額所得申告者）<sup>1)</sup>に着目し、統計データ等を用いることで実証的なアプローチを試みたものである。

- ・米国では、上位1%などごく一握りの人数の“超”高額所得者に所得額や税額が集中していることが報告されている。わが国でも米国よりゆるやかだが同様の傾向が観察された<sup>2)</sup>。
- ・わが国の高額所得者の所得構成においては、給与所得、分離譲渡所得、株式等譲渡所得の割合が大きいことが観察された。
- ・日本と米国の申告所得上位400人の申告を比較すると、わが国では利子所得・配当所得を有する者や寄付金控除・外国税額控除の利用者が少ないことが観察された。

所得税収の大きな部分は少数の高額所得者により支えられていることや、高額所得者とそれ以外では所得構成等が大きく異なっているという事実は、所得税制の課税ベースを考える上で高額所得者の納税行動に注目することの有益性を示唆している。

キーワード：所得税，高額所得者，分配，申告実績，税率構造，富裕層

JEL Classification：D31, H24, K34

## I. はじめに（本稿の趣旨）

（個人所得税の特徴）

個人所得税は、税目別の税収が最大であり、

また、納税者の数が最も多いなど、国民一人一人にとって身近な税でもある。

\* 国税庁長官官房国際課税分析官。本稿の内容（意見）は執筆者の個人的見解によるものである。

1) 本稿では、合計所得金額2000万円超の者（給与収入2000万円超の者は確定申告書の提出が必要になる）を「高額所得者」、そのうち合計所得金額5000万円超の者を「超高額所得者」と呼ぶ。なお、法人も所得税の納税義務者になりうるが（源泉所得税）、本稿は個人のみを対象としている。

2) 米国では、上位1%に所得の18.87%、税額の37.38%が集中している（2010）。図1参照。直接比較はできないが、わが国の上位0.7%の高額所得者（申告所得標本調査ベース）には、所得の14.5%及び税額の28.12%が集中している（2011）。図3参照。

平成 25 年度 (2013) 予算によると、所得税収として 13.9 兆円が見込まれているが、これは消費税 10.6 兆円、法人税 8.7 兆円に比べて大幅に大きく、税源として第 1 位の地位にある。昭和 52 年 (1977) 以降、わずかな例外の年を除いてわが国税制 (一般会計ベース) における最大の税源の地位を一貫して保ってきている (2013 年現在)<sup>3)</sup>。

納税者の数では平成 22 年 (2010) において法人税が 270 万、消費税が 323 万であるところ、所得税は 5,028 万人とされている。これは法人税の 18.6 倍、消費税の 15.5 倍であり、図抜けて大きい<sup>4)</sup>。

平成 26 年 (2014) 以降に予定されている消費税率の引上げにより、一般会計ベースでみた税収額シェアは長年維持してきたトップの座を消費税に譲る年が増えることになると思われる。しかしながら、国民に身近な税であり歳入調達機能の柱となる税であるという所得税の持つ基幹的な税の性格が変わることはないだろう<sup>5)</sup>。

#### (高額所得者に注目した理由)

本稿は、個人所得税納税者のうち、高額所得者 (高額所得申告者) という一部の納税者の納税行動の実態を、申告データに基づいて捉えようとするものである。

高額所得者について確立した定義はないが、平成 22 年 (2010) でみると、合計所得金額<sup>6)</sup>

2000 万円超の人は 30 万 9 千人 (全納税者を 5,028 万人とすると 0.61%)、5000 万円超だと 5 万人 (同 0.09%) にすぎない。

そこで、所得税の課税ベースを考えるにあたって、なぜそのようなごく少数の納税者に注目することが有益なのかという点について説明しておきたい。

①これについては、まず、少数の高額所得者に所得及び税額が集中する傾向を指摘することができる。

国税庁が公表している統計資料でこの点を確認する。「民間給与統計実態調査」(以下「民給」)によれば、平成 23 年 (2011) において 1 年を通じて勤務した給与所得者 4,565 万人に対し 186 兆円あまりの給与が支払われ 7 兆 5 千億円あまりが納税されたとされるが、こうした者のうち 1% にすぎない 44.4 万人 (給与額 1500 万円以上) が 10 兆 3 千億円 (5.5%) のあまりの給与所得を得ており 2 兆円 (27.7%) の税額を納付している。

②次に、高額所得者の所得構成が他の納税者と異なることがある。

これについては、財務省の資料からも推察できる。たとえば、「申告納税者の所得税負担率」(平成 23.12.10 第 5 回社会保障・税一体改革作業チーム資料)では、所得税負担率 (合計所得金額に対する税額の割合) は合計所得金額 1 億～2 億円・税負担率 28.3% を頂点にその後右肩下がりとなっており、その理由について、「株

3) 昭和 53, 63, 平成 17 年度に所得税収は法人税収と拮抗ないしわずかに逆転されたことがあるが、両者の差は 1 兆円以下であった。なお、4 月から消費税率が 5% から 8% に引き上げられる平成 26 年度予算では、所得税が 14.7 兆円である一方、消費税は 15.3 兆円が見込まれている。財務省「平成 26 年度租税及び印紙収入概算」

4) 法人税の納税者数は、「会社標本調査 (平成 23 年)」(国税庁)、消費税の納税者数は「統計年報 (平成 23 年)」(国税庁)、所得税は「平成 23 年度市町村課税状況の調」(総務省)による。

5) 所得税の役割について、いわゆる政府税制調査会中期答申は、「財源調達に基幹的な役割を担うとともに、所得再分配機能においても重要な役割を担っており、さらに経済の自動安定化機能も有しています」と説明している。税制調査会「わが国税制の現状と課題」(平成 12 年 7 月) 71 頁。

6) 「合計所得金額」(所得税法 2 条①三十)には、①総所得金額 (損益通算後、損失控除適用前のもの)、②退職所得金額、③山林所得金額の他、租税特別措置法により計算される④長・短期譲渡所得の金額、⑤上場株式に係る配当所得の金額、⑥上場株式に係る譲渡所得の金額等 (例示) が含まれる。ただし、分離課税される利子所得等、申告不要とされる配当所得の金額、源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式の譲渡所得で確定申告しないことを選択したもの等は含まれない。

式等の保有が高所得者層に偏っていることや、分離課税となっている金融所得に軽減していること等により、高所得層での所得税の負担率は低下」と説明されている。

株式譲渡益等を含む金融所得・資本所得は、国境を越えた移動や、所得実現のタイミングを操作することによる節税が勤労所得等と比べて容易であるが、こうしたことを実際に行うことが可能なのは、ごく少数の高額所得者であることになる。

③最後に、高額所得者は社会的に活発に活動をしている人々や地位のある人々であることも多く（そうであるから多額の所得を得ている面もある）、その行動は社会的に大きなインパクトを持つ点がある<sup>7)</sup>。

以上から、高額所得者の所得や申告状況について検討することは、税源として重要な個人所得課税の課税ベースを検討する上で非常に実際の示唆を与えてくれるものと期待される。

（本研究は何を行うか）

本研究では、具体的には次のことを行う。①所得税収を生みだす基となっている所得と税負担の分布について明らかにする。②高額所得者及びその申告の特徴（年齢、居住地、所得構成等）を明らかにする。③所得分布や所得構成等が所得税課税ベースや納税額に与える影響について検討する。④高額所得者の実効税負担率を引き下げている要因を検討する。⑤また、米国では申告所得上位400人についての実証研究が公表されていることから、わが国について同様の分析を行い、日米の超高額申告の特徴及び日米の違いの一端を明らかにする。

なお、高額所得者については、2007年の確定申告を対象に実証的な分析が存在するが<sup>8)</sup>、今回は2010年について同様の分析を行い、その結果から新たな示唆を得ることができるかについても検討する。

## Ⅱ. 個人所得税負担の分布（所得税は誰が納税しているか）

### Ⅱ-1. 米国における納税額・課税所得（分位別分布）

米国においては、個人所得税について、上位1%、10%、下位50%など分位階級別で区切った統計情報が公表されており、納税者階層毎の所得・納税額の分布についても、米政府及び研究者等により、様々な分析・研究が活発に行われている<sup>9)</sup>。

たとえばIRS職員による納税額が生じる申

告書8,450万件を対象に行った分析によれば、2010年の米国における分位別の所得・納税額の分布は以下のようになっている。

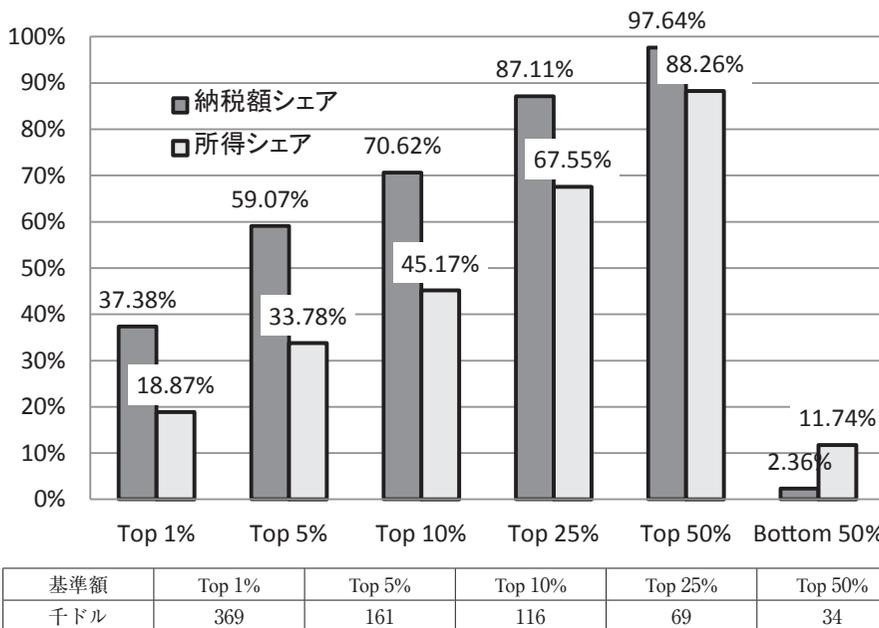
これによれば、2010年における調整所得金額(Adjusted gross income)は8兆397億ドル、税額の総計は9,491億ドル(94.91兆円。1USD=100円)であったが、上位1%の所得を有する納税者(所得が37万ドル以上の人)は、全体の18.8%の所得を得ている一方、全体の

7) 米国の実証研究によると「人々は、友人や他の国民が税を支払っていることを信じる場合、税を納める傾向にある」という指摘がなされている。Yankelovich, Skelly,&White, Inc., Internal Revenue Serv., Taxpayer Attitudes Study: Final Report 61 (1984)。高額所得者のタックスコンプライアンス(納税協力)を援助・確保することは、納税者・国民一般に対する重要なメッセージの一つでもあろう。

8) 岡直樹「高額所得申告者・大規模法人の行動と税務行政への示唆」税務大学校論叢60号。

9) IRSによる「Individual Income Tax Rates and Shares」や、議会予算局(Congressional Budget Office)による「Historical effective federal tax rates」など。

図1 納税額・所得の分布（米国全納税者）（2010）



（資料）Adrian Dungan and Michael Parisi 「Individual Income Tax Rates and Shares, 2010. Table 5」(IRS) より作成。  
対象：1億3505万件の申告。なお、有所得申告は8,450万件（59.1%）。

37.3%の税額を負担していたことが分かる。

他方、半分の納税者は、11.7%の所得を得ているが、その負担した所得税は全体の2.3%にすぎなかったことになる。

## II-2. 日本における所得・納税額分布の推定

そこで、以下では米国の分析に着想を得て、国税庁が作成・公表している給与所得者に関する統計である「民間給与実態統計調査」(以下「民給」)及び申告納税者(税額のある者)に関する統計である「申告所得標本調査」(以下「申所」)を用い、米国と同様の所得階級別の納税額や所得分布についての推定を行った。

(注) なお、日本の所得・納税額分布の推定については以下の制約がある(主なもの)。

1. 分位階級別のデータを利用できないため、米国のように上位1%、上位5%の納

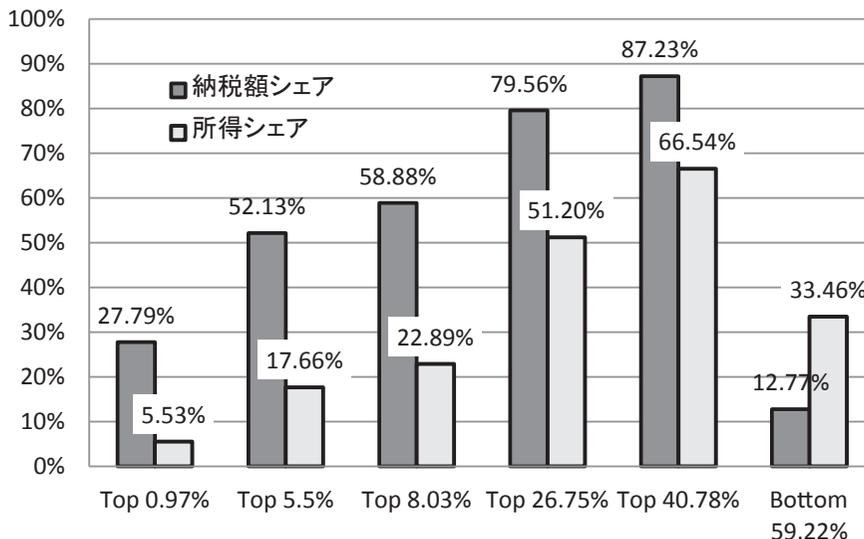
税者といった区切って納税額シェア、所得シェアを表示することができない。このため、国税庁が公表している所得階級別の統計資料から、極力1%、5%等の区切りに近いデータを利用することで代替した。

2. 米国の分析は全ての申告に基づいている。日本についてはこのような全納税者について網羅した統計資料がないため、「民給」及び「申所」という2つの異なった統計資料を用いることで全納税者をカバーするように努めた。

- ・民給における納税額は、所得税の申告を行う者にとっては最終的なものではないため、一部申告納税に係る統計(申所)における納税額と重複している<sup>10)</sup>。
- ・本分析に用いた申所のデータは、税額が生じる申告607万件に基づくものであ

10) 民給の統計データを表面的にみると、上位5.5%の納税者は、給与所得全体の17.66%の所得しか帰属していないのに、52.13%の納税額を負担しており、一見納税額の集中が際立っているように見えるが、これは民給統計が対象としているのは源泉徴収に係る所得税であり、最終的な税額ではないためであると考えられる。

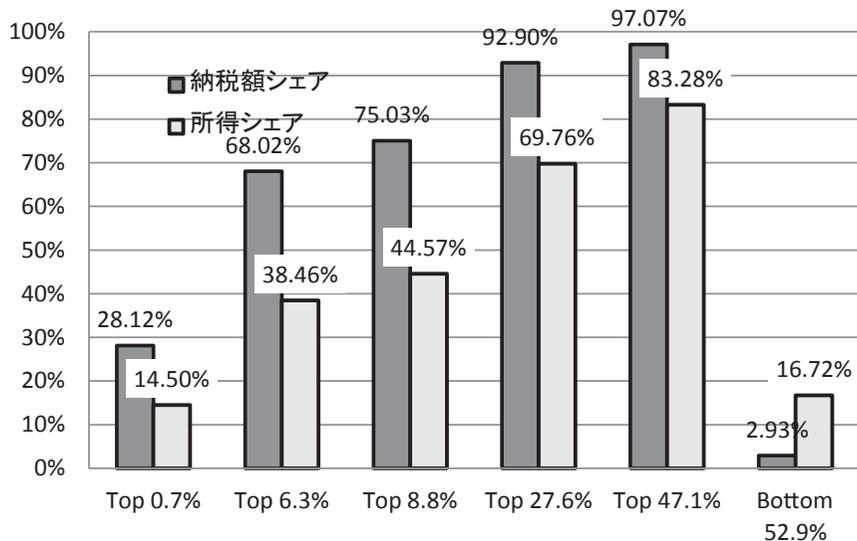
図2 納税額・所得の分布（民給）（2011）



基準額	Top 0.97%	Top 5.5%	Top 8.03%	Top 26.75%	Top 40.78%
万円	1500	900	800	500	400

(資料) 国税庁「民間給与実態統計調査」第16表（平成23年）より作成。対象：4,565万件の通年民間の事業所に勤務した給与所得者（サンプル調査）。

図3 納税額・所得の分布（申所）（2011）



基準額	Top 0.7%	Top 6.3%	Top 8.8%	Top 27.6%	Top 47.1%
万円	5000	1500	1200	500	30

(資料) 国税庁「申告所得標本調査（平成23年）」第1表より作成。対象：607万件の有所得申告（サンプル調査）

り、年末調整で課税関係が終了する給与所得者の比率が高いわが国では、申告所得についてはデータ数が少ない。

(民間給与実態からみた推定)

国税庁が公表している「民給」平成23年分(2011)<sup>11)</sup>によれば、1年を通じて勤務した給与所得者4,566万人であり、給与総額は186兆7千億円、納税額は7兆5千億円であるところ、上位0.97%に相当する44万人(給与額1500万円以上)が給与に係る所得税の1/3近い2兆円を納税し、上位5.5%に相当する250万人が全体の半分である4兆円を納税していることについて観察できる。

(所得税申告書からの推定)

国税庁が公表している「申所」平成23年分(2011)<sup>12)</sup>によれば、平成23年分の申告所得税の納税者数は607万人(申告納税額のある者の

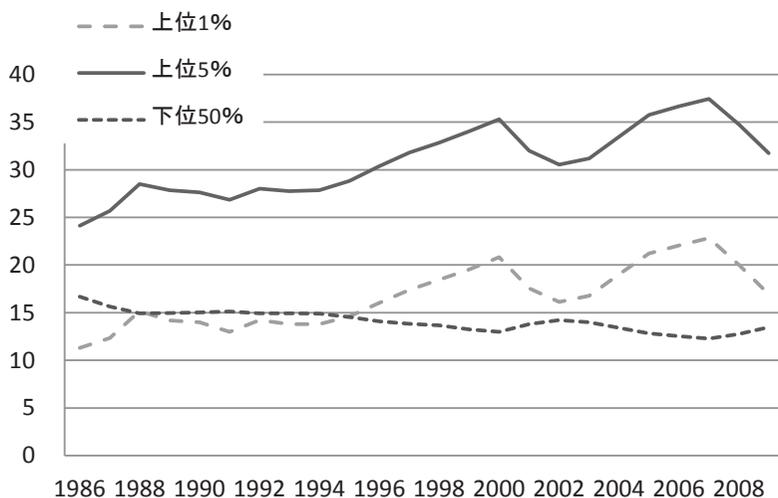
み)、所得金額は33兆6,790億円、税額は4兆7,174億円であるところ、上位0.7%に相当する4万4千人(合計所得金額5000万円超)が全体の約1/3近い1.3兆円(28.1%)を納税し、上位6.3%に相当する38万人(合計所得金額1500万円超)が全体の7割弱(68%)である3兆2千億円を納税していることを観察できる。

### II-3. 米国における所得・納税額の高所得者への集中の進展

米国では、所得の高所得者への集中傾向について、実証データに基づき様々な指摘がなされている。

たとえば、米国議会予算局(CBO)は、1979年から2007年にかけて、上位1%の家計の所得は275%増加し、次の19%の家計の所得は65%増加した。他方、下位20%の家計の所得は18%しか増加していない。その結果、所得分布は高額所得者に偏在する傾向が強まったとして

図4 所得シェアの推移(米国)

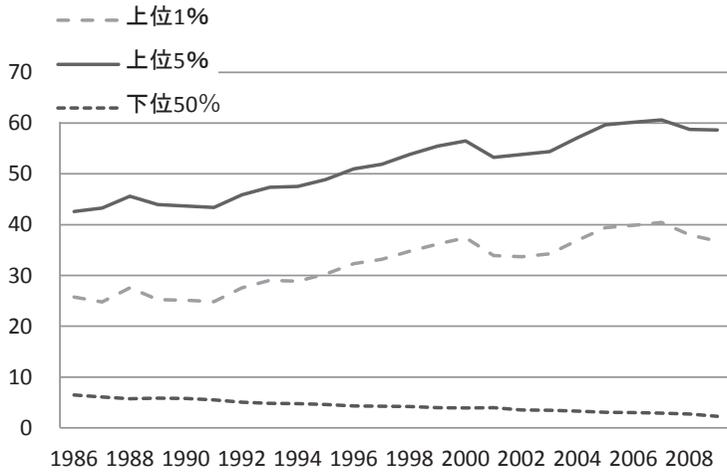


(資料) Congressional Budget Office 「Trends in the Distribution of Household Income Between 1979 and 2007」2011年10月25日より作成。

11) 「民間給与実態統計調査」第16表参照。平成23年12月31日現在で民間の事業所に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)を対象としている。

12) 各年分の申告所得税について翌年3月31日現在において申告納税額がある者(「申告納税者」)全部を対象としている。所得金額があっても申告納税額のない者(例えば、還付申告書を提出した者等)は除かれている。

図5 納税額シェアの推移（米国）



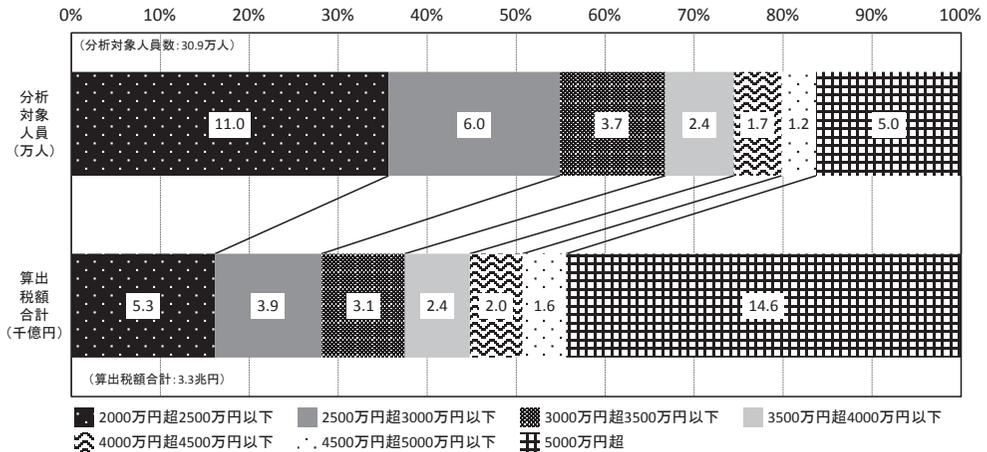
(資料) Congressional Budget Office 「Trends in the Distribution of Household Income Between 1979 and 2007」 2011年10月25日より作成。

表1 税額のある申告所得者に占める超高額所得者（5000万円超）の割合

	合計所得金額	2007	2010	納税者数に対する割合(2010) (注)
	2000万円超	383	309	0.615%
超高額所得者	5000万円超	69	50	0.099%
TOP400	TOP400	0.4	0.4	0.00080%

(注) 5000万円超の申告納税者数(税額のある者)は、1999年において740万人、2011年において607万人であった。所得・税額が高額所得者に集中する傾向について詳しくは補論A(後述)参照。

図6 合計所得金額（2000万円超）階級別の納税者数，合計算出税額（2010）



いる。他方、公的移転や税制による再分配機能は低下したとも指摘している<sup>13)</sup>。

IRS 統計局の長期時系列データから、所得及び税負担の分位別シェアのトレンドをみると、図4のように、米国では所得・税負担ともに上位1%や5%といった超高額所得者に集中する傾向が確認できる。

#### Ⅱ-4. 日本における所得・納税額の高額所得者への集中の進展

各年の申所のデータによれば、①わが国にお

いても所得、納税額が高額所得者、なかんずく、合計所得金額が5000万円を超えるような“超”高額所得者に所得、税額が集中する傾向が進展していること、②超高額所得者の実効税率は近年高まっていること、が観察された。

1999年と2011年を比べると、超高額所得者(5000万円超)の納税者に占める割合は0.19%微増したにすぎないが、所得金額のシェアは約5パーセントポイント、納税額のシェアは9パーセントポイント強増加している。

### Ⅲ. 高額所得者の申告の状況

次に、高額所得者の申告の状況について、確定申告実績に基づく統計的な資料に基づき、いくつかの項目に基づき分析することとする。分析には2010年分(平成22年分)の確定申告実績を用いた。

また、2007年分(平成19年分)の確定申告実績について同様の分析が過去においてなされていることから<sup>14)</sup>、分析項目についてはこれらと同様のものとし、前回との比較についても触れることとした。

(注) 本節(「Ⅲ. 高額所得者の申告の状況」)で用いる図及び表の資料は、すべて日本については確定申告実績に基づく統計的な資料<sup>15)</sup>及び米国についてはIRS<sup>16)</sup>に基づき作成したものであるため、個々の表毎について出所を表記することを省略する。

#### Ⅲ-1. 分析の対象

表2 本研究における対象者の定義

	合計所得金額	2007	2010	納税者数に対する割合(2010)(注)
高額所得者	2000万円超	383	309	0.62%
超高額所得者	5000万円超	69	50	0.10%
TOP400	TOP400	0.4	0.4	0.00%

(注) 2010年(平成22年)の所得税の納税者数を5,028万人として計算した。

#### Ⅲ-2. 年齢

合計所得金額が2000万円を超える者について、25～74歳の世代を10歳年齢階層別に区分し、各合計所得金額階級における各年齢階層別の構成比率を求めると表3のとおり。

また、高額所得者の年齢階層別シェアについて、2007年と2010年のデータを比較すると図7のとおりである。

これらから、年金受給世代である65歳以上

13) Congressional Budget Office「Trends in the Distribution of Household Income Between 1979 and 2007」2011年10月25日

14) 岡直樹「高額所得申告者・大規模法人の行動と税務行政への示唆」(2009)税務大学校論叢60号

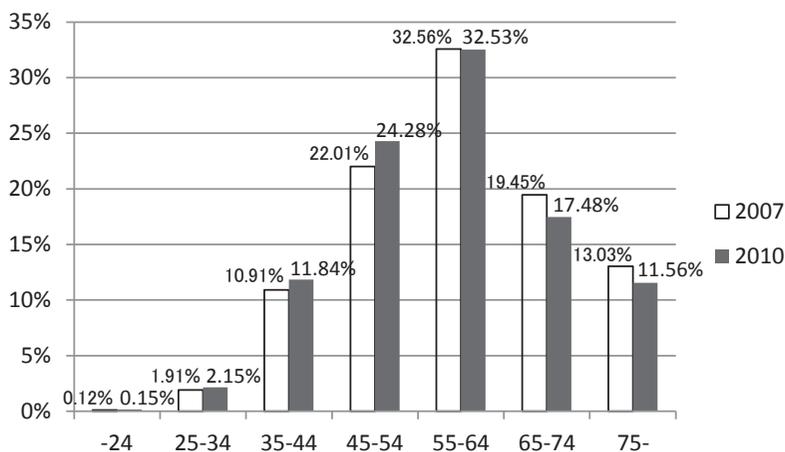
15) 確定申告実績についての統計的な資料はすべて税務大学校研究部調べによる。

16) IRS「The 400 Individual Income Tax Returns Reporting the Largest Adjusted Gross Income」

表3 高額所得者（2000万円超）の合計所得金額階級別・年齢階層別シェア（2010）

		年齢別階層							件数
		-24	25-34	35-44	45-54	55-64	65-74	75-	
合計所得金額階級	2000万円超 2500万円以下	0.11%	2.24%	13.12%	25.91%	32.81%	15.79%	10.02%	109936
	2500万円超 3000万円以下	0.12%	2.12%	11.84%	24.46%	33.31%	17.09%	11.05%	59338
	3000万円超 3500万円以下	0.16%	2.06%	10.98%	23.36%	33.51%	18.23%	11.69%	36491
	3500万円超 4000万円以下	0.15%	1.90%	10.56%	22.99%	33.69%	18.91%	11.80%	23793
	4000万円超 4500万円以下	0.22%	1.81%	11.25%	23.07%	32.53%	18.80%	12.33%	16531
	4500万円超 5000万円以下	0.13%	1.95%	10.81%	22.58%	32.48%	18.93%	13.11%	11920
	5000万円超 6000万円以下	0.16%	2.06%	10.41%	23.16%	31.47%	19.11%	13.63%	15925
	6000万円超 7000万円以下	0.22%	2.17%	10.43%	22.71%	31.13%	19.18%	14.16%	9459
	7000万円超 8000万円以下	0.35%	2.17%	10.24%	23.27%	29.99%	19.53%	14.45%	5939
	8000万円超 9000万円以下	0.35%	2.34%	10.01%	23.29%	28.79%	20.38%	14.84%	4057
	9000万円超 1億円以下	0.21%	2.62%	10.29%	22.65%	29.64%	19.69%	14.91%	2905
	1億円超 1.5億円以下	0.32%	2.52%	12.12%	21.18%	27.23%	20.48%	16.15%	6615
	1.5億円超 2億円以下	0.41%	2.98%	11.32%	21.64%	26.24%	20.74%	16.68%	2218
	2億円超 3億円以下	0.25%	3.74%	11.96%	21.12%	24.61%	19.50%	18.82%	1605
3億円超 4億円以下	0.33%	2.28%	11.87%	18.70%	27.32%	20.81%	18.70%	615	
4億円超 5億円以下	2.52%	3.60%	11.15%	22.66%	25.90%	17.27%	16.91%	278	
5億円超 10億円以下	0.69%	2.31%	12.50%	23.15%	24.77%	20.37%	16.20%	432	
10億円超	1.00%	2.50%	12.00%	18.50%	29.00%	22.50%	14.50%	200	
合計所得金額 2000万円超全体	0.15%	2.15%	11.84%	24.28%	32.53%	17.48%	11.56%		

図7 高額所得者（2000万円超）の年齢階層別シェア（2007，2010）



の高額所得申告者は32.48%（2007）、29.04%（2010）であり、高額所得申告者のおよそ3割を占めていることに変わりはないが、1.5～2パーセントポイント余り減少していることが観

察できる。

他方、いわゆる働き盛り世代である45～54歳は2007年から2010年の3年間の間に2パーセントポイント以上増加している。

### Ⅲ－３．超高額所得者（5000万円超）の所得構成

合計所得金額が5000万円を超える超高額所得者の所得構成比をみると、給与所得（勤労所得）の比率が高い特徴がある。株式等譲渡所得以外の分離譲渡所得や株式等譲渡所得（いわゆる金融所得）の構成割合も高い。他方、事業・不動産所得の割合は15%程度と低い。

超高額所得者には、オーナー企業家や開業医といった、従来のお金持ちのイメージに必ずしも該当しない者も多数含まれているように思われる<sup>17)</sup>。

合計所得金額階級が高くなればなるほど、金融所得（株式等譲渡益所得や配当所得など）や譲渡所得の構成割合が高まっている<sup>18,19)</sup>。

次に、超高額所得者の株式譲渡益以外の金融

表4 所得階級別超高額所得者（5000万円超）の所得構成（2010）

	6000万円以下	7000万円以下	8000万円以下	9000万円以下	1億円以下	1.5億円以下	2億円以下	3億円以下	4億円以下	5億円以下	10億円以下	10億円超
事業所得	11.94%	11.73%	11.83%	11.25%	11.37%	10.36%	9.54%	7.46%	5.70%	6.16%	4.18%	1.68%
不動産所得	9.81%	9.44%	8.75%	7.93%	7.97%	6.77%	5.39%	4.44%	3.11%	3.95%	2.06%	0.47%
利子所得	0.04%	0.06%	0.07%	0.09%	0.07%	0.09%	0.07%	0.11%	0.14%	0.13%	0.15%	0.07%
配当所得	2.28%	2.61%	2.75%	3.22%	3.28%	3.63%	4.48%	5.68%	5.76%	4.86%	7.89%	6.77%
給与所得	47.87%	44.96%	42.26%	39.97%	36.51%	35.01%	30.44%	26.06%	22.82%	22.10%	18.21%	7.07%
雑所得	1.39%	1.25%	1.36%	1.28%	1.37%	1.36%	1.27%	1.40%	1.60%	1.15%	1.47%	2.66%
総合譲渡所得	0.23%	0.36%	0.19%	0.53%	0.22%	0.32%	0.54%	0.69%	0.51%	0.87%	0.37%	0.22%
一時所得	0.51%	0.50%	0.35%	0.40%	0.44%	0.50%	0.58%	0.63%	0.35%	0.11%	0.60%	0.17%
分離譲渡所得	20.43%	22.84%	25.46%	27.72%	29.50%	31.20%	33.36%	33.90%	38.48%	33.81%	31.99%	13.07%
商品先物取引所得	0.18%	0.26%	0.30%	0.41%	0.28%	0.20%	0.30%	0.74%	0.45%	1.25%	0.36%	0.03%
株式等譲渡所得	4.85%	5.50%	6.07%	6.67%	8.26%	9.90%	13.10%	17.99%	20.38%	24.74%	32.36%	67.53%
山林所得	0.01%	0.01%	0.01%	0.03%	0.05%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
退職所得	0.45%	0.48%	0.60%	0.50%	0.69%	0.65%	0.92%	0.90%	0.70%	0.86%	0.35%	0.26%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

表5 超高額所得者（5000万円超）の所得構成（2010）

	事業	不動産	利子	配当	給与	雑	総合譲渡	一時	分離譲渡	商品先物取引	株式等譲渡	山林	退職
2010	8.45%	5.81%	0.08%	4.42%	30.87%	1.57%	0.37%	0.43%	26.25%	0.30%	20.88%	0.01%	0.56%
2007	8.60%	6.00%	0.10%	4.50%	31.80%	1.20%	0.40%	0.40%	26.30%	0.30%	19.90%	0.00%	0.60%

BOX：金融所得・資本所得とは

金融所得課税の一本化等の議論においては、「金融所得」として具体的に次があげられている。①預貯金の利子、②公社債等の利子・譲渡益、③株式配当・譲渡益、④一時払い養老保険の差益。これらは、源泉分離課税（所得税及び住民税の合計で10%又は20%）の対象とされる所得である（ただし公社債等の譲渡益は25年度改正以前は非課税）。

「資本所得」とは、二元的所得税の議論等において、利子・配当等の金融所得及び不動産所得、土地譲渡所得等を指して使われている。なお、本稿では、便宜上「金融・資本所得」とする場合があるが、これは具体的には資本所得を指す。

17) 橋本俊詔・森剛志「日本のお金持ち研究」日経ビジネス人文庫（2008）24頁は、お金持ち（所得1億円超）の職業にはオーナー企業家と開業医が多いと指摘している。

18) 5000万円を超える所得を恒常的に得るためには不動産所得が重要であり（表9参照）、数億円を超える所得を得るためには譲渡所得・株式等譲渡益が重要である（図8参照）。

19) なお、米国においては、たとえば、2003年において米国の全資本所得の57.5%が上位わずか1%の国民に帰属しており、この割合は上昇中であることが指摘されている。議会予算局（CBO）「Historical Federal Tax Rates: 1979 to 2003」（Dec 2005）等参照。

図8 所得階級別超高額所得者（5000万円超）の主要な所得（2010）

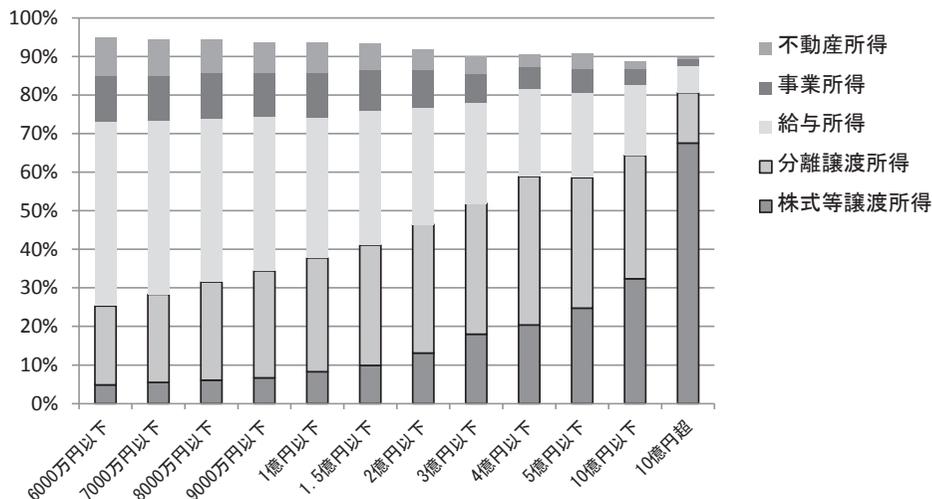


表6 所得階級別超高額所得者（5000万円超）の主な金融・資本所得の割合（2010）

	6000万円以下	7000万円以下	8000万円以下	9000万円以下	1億円以下	1.5億円以下
不動産所得	9.81%	9.44%	8.75%	7.93%	7.97%	6.77%
配当所得	2.28%	2.61%	2.75%	3.22%	3.28%	3.63%
分離譲渡所得	20.43%	22.84%	25.46%	27.72%	29.50%	31.20%
株式等譲渡所得	4.48%	5.50%	6.07%	6.67%	8.26%	9.90%
	37%	40%	43%	46%	49%	51%

	2億円以下	3億円以下	4億円以下	5億円以下	10億円以下	10億円超
不動産所得	5.39%	4.44%	3.11%	3.95%	2.06%	0.47%
配当所得	4.48%	5.68%	5.76%	4.86%	7.89%	6.77%
分離譲渡所得	33.36%	33.90%	38.48%	33.81%	31.99%	13.07%
株式等譲渡所得	13.10%	17.99%	20.38%	24.74%	32.36%	67.53%
	56%	62%	68%	67%	74%	88%

所得の構成について見ると、配当所得の割合が大きく、次いで雑所得（いわゆるファンドの分配金等がある場合これに含まれる）の割合が大きい。これらに比べ、利子所得についてはほとんどないのが特徴的である。

### Ⅲ－４．超高額所得者による各種控除の利用

確定申告実績に基づき合計所得金額が5000万円を超える超高額所得者による各種控除の利用状況を検討したところ、合計所得階級が大きくなるにつれて利用率が高くなる項目は、①寄付金控除、②配当控除、③外国税額控除である。

さらに、寄付金、配当、外国税額控除の3つについて、合計所得階級別に平均値と最大値をみると、相当高額の利用率も存在している。

### Ⅲ－５．超高額所得者の所得税実効税率（負担割合）

所得税の実効税率（負担割合）を、算出税額の合計所得金額に対する割合として捉え、申告実績に基づき所得階級別に実効税負担割合を計算すると、右肩下りのカーブを描くことが知られている（図9）。

これは、高額所得者は、総合課税の場合より

表7 所得階級別超高額所得者（5000万円超）による各種控除の利用割合（2010）

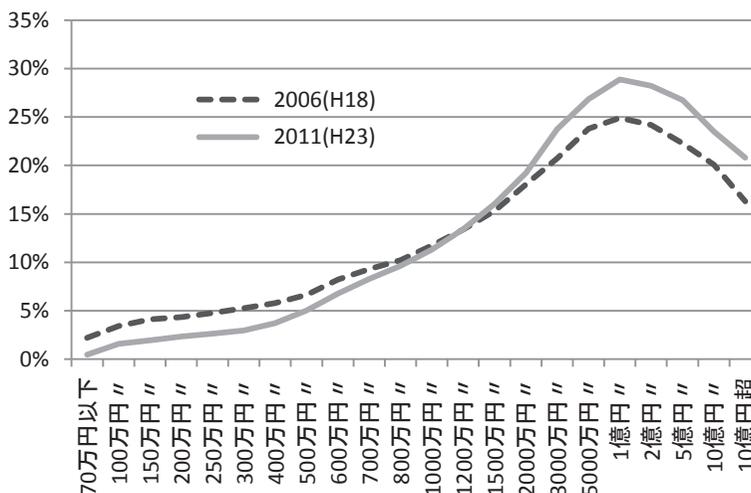
合計所得金額階層	雑損控除	医療費控除	社会保険料 控除	寄附金控除	配当控除	外国税額控除
5000～6000万円	0.1%	44.3%	97.0%	18.8%	18.9%	1.6%
6000～7000万円	0.0%	44.0%	96.4%	19.8%	19.8%	1.9%
7000～8000万円	0.1%	45.7%	96.4%	19.6%	20.7%	2.1%
8000～9000万円	0.1%	46.3%	96.4%	20.5%	21.7%	2.4%
9000～1億円	0.1%	43.6%	95.8%	19.8%	21.9%	2.9%
1～1.5億円	0.0%	46.1%	95.2%	21.9%	24.0%	3.6%
1.5～2億円	0.2%	48.7%	95.0%	22.6%	29.0%	4.5%
2～3億円	0.1%	49.5%	95.6%	22.3%	30.8%	5.4%
3～4億円	0.0%	46.5%	95.0%	21.1%	37.4%	7.2%
4～5億円	0.0%	51.2%	96.5%	26.5%	36.4%	6.0%
5～10億円	0.2%	51.6%	95.7%	31.3%	41.6%	8.9%
10億円超	0.0%	42.8%	97.0%	33.3%	54.7%	8.5%

表8 超高額所得者（5000万円超）による各種控除の平均・最大利用金額（2010）

（単位：万円）

合計所得金額階層	寄附金控除		配当控除		外国税額控除	
	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値
5000～6000万円	53	2,354	32	1,058	98	2,047
6000～7000万円	64	2,773	46	6,250	176	3,113
7000～8000万円	62	2,903	44	448	178	2,794
8000～9000万円	117	3,594	60	500	238	2,674
9000～1億円	112	5,429	62	535	210	3,269
1～1.5億円	128	5,736	100	4,385	422	7,194
1.5～2億円	234	7,731	161	1,620	566	7,086
2～3億円	169	6,792	261	3,858	1,220	9,476
3～4億円	532	13,812	430	3,288	673	7,806
4～5億円	285	10,000	463	2,302	2,882	14,845
5～10億円	825	22,200	809	4,846	1,902	19,910
10億円超	2,213	40,330	2,088	56,679	1,991	22,323

図9 申告納税者の所得税負担率（2006，2011）



（資料）申告所得税標本調査「第1表・総括表」より作成。

低い税率<sup>20)</sup>が適用される所得項目が合計所得金額に占める割合が大きいことが影響しているためと考えられる（図10）<sup>21)</sup>。

なお、2006年（平成18年）と2011年（平成23年）を比べると、所得の低いグループの所得税（国税）実効負担率が低下する一方、高

所得グループの実効税負担率が上昇しているが、これは平成19年の税制改正において最低税率の引下げ（10→5%）、最高税率の引上げ（37→40%）などが行われたことの影響等によると考えられる<sup>22)</sup>。

20) 高額所得者の各所得項目に適用される税率（主なもの）

所得項目		税率
総合	総所得（1800万円以上）	40%（国）、10%（地方）（26年まで） 45%（国）、10%（地方）（27年～）
	短期譲渡所得	30%（国）、9%（地方）
分離	長期譲渡所得（5年超）	15%（国）、5%（地方）
	預貯金・公社債利子	15%（国）、5%（地方）
	非上場株式の譲渡益	15%（国）、5%（地方）
	上場株式等の配当（大口以外）及び譲渡益	7%（国）、3%（地方）（25年まで） 15%（国）、5%（地方）（26年～）

（注1）譲渡資産（典型例）と適用税率の区分

- ・ゴルフ会員権、金・プラチナ、骨董等生活用財産以外の財産など → 総所得
- ・不動産（土地・家屋）→ 短期譲渡所得又は長期譲渡所得
- ・株式譲渡益： 非上場株式 → 非上場株式の譲渡益
- ・株式譲渡益： 上場株式 → 上場株式の譲渡益

（注2）配当所得に適用される税率（国+地方）

- 上場株式の配当（大口以外）→ 10%（25年まで）又は20%（26年～）
- 上場以外の株式の配当及び大口の上場株式の配当 → 50%（26年まで）又は55%（27年～）

21) なお、シャープ税制とその後における金融・資本所得課税が、戦後復興・経済成長のため資本蓄積を重視したものであったことについて、石弘光、水野勝、秦邦明による対談「税制改革の回顧と展望」（租税研究（2009.1）16頁で触れられている。

22) 平成19年度税制改正では、個人住民税（市町村税+都道府県税）の税率は、それまでの最低税率5%、最高税率13%から一律10%に改正されている。

図 10 超高額所得者（5000万円超）の合計所得金額階級別・分離所得の有無別所得税負担率（2010）

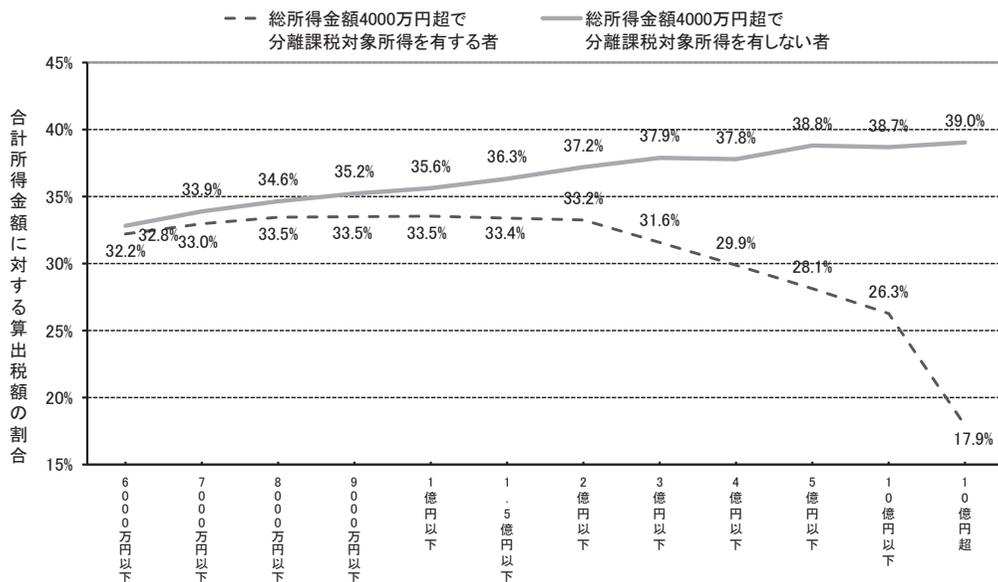
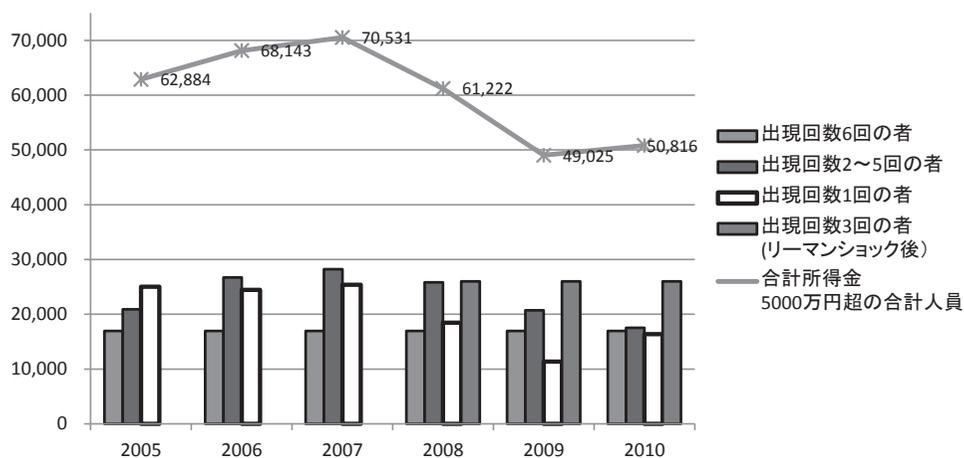


図 11 超高額所得者（5000万円超）の出現頻度（2005～2010）



(注) 2008年9月にいわゆるリーマンショックがあった。

### Ⅲ-6. 超高額所得者の出現頻度

合計所得金額が5000万円を超えるような、超高額所得者の出現頻度を見ると、近年においては、2007年にかけて増加する傾向にあったが、その後2010年にかけて減少傾向にある。

合計所得金額が5000万円を超えるレベルの人々が増加した主な要因は、1回限りの人々の

増加によるものであり、減少した主な要因は同様に1回限りの人々の減少によると思われる。

近年リーマンショック（2008年9月）後の経済環境においては、新たに5000万円超の高額所得者になることはやや困難な状況にあったことがうかがわれる。

他方、連年多額の申告をする人々も多い。こ

うした人々は、いわゆる“超富裕層”（一般に世帯で純金融資産を5億円以上保有する層とされる<sup>23)</sup>）のイメージに重なる人々であろう。

### Ⅲ-7. 出現頻度と所得構成の違い：毎回登場する高額所得者と1度だけ登場する者

6年間毎年登場する超高額所得者と、1度しか登場しない者では、所得構成が大きく違っている。

6年間毎回登場する高額所得者は、給与所得、不動産所得、配当所得の組み合わせを持つ者の割合が多く、1度だけ登場する者には不動産所得、分離長期譲渡所得を持つ者が多い。

また、いずれのグループにおいても、給与所

得を持つ者の割合が大きい。

### Ⅲ-8. タックスプランニングについての示唆

積極的なタックスプランニング（節税）に利用し得る項目として、さしあたり、①不動産所得の赤字申告と事業所得・給与所得等の所得との損益通算、②国外利子所得の申告状況、及び③外国税額控除の利用状況に注目し、わが国の確定申告実績を検討してみた。

まず、不動産の赤字申告は、全申告では1.4～1.7%程度であるが、高額所得者やTOP400ではそれぞれ5%、7%程度の者が利用しており、不動産所得との損益通算はポピュラーな節税手段としてそれなりに用いられている可能性

表9 6年連続で超高額所得者（5000万円超）に該当した者の所得構成

6回	所得の種類	構成比	累積%
1	不動産・給与・雑所得	16.3%	16.3%
2	不動産・給与所得	10.3%	26.6%
3	不動産・配当・給与・雑所得	8.1%	34.6%
4	給与所得	7.8%	42.5%
5	給与・雑所得	7.7%	50.2%
6	配当・給与所得	6.0%	56.2%
7	配当・給与・雑所得	6.0%	62.2%
8	事業・給与・雑所得	5.0%	67.2%
9	不動産・配当・給与所得	4.9%	72.0%
10	事業・給与所得	2.8%	74.9%

表10 6年の間に1回だけ超高額所得者（5000万円超）に該当した者の所得構成

1回	所得の種類	構成比	累積%
1	不動産所得+分離長期〔一般分〕譲渡所得	9.7%	9.7%
2	不動産・給与所得+分離長期〔一般分〕譲渡所得	7.6%	17.3%
3	分離長期〔一般分〕譲渡所得	7.1%	24.4%
4	不動産・雑所得+分離長期〔一般分〕譲渡所得	7.0%	31.3%
5	給与所得	6.0%	37.4%
6	給与所得+分離長期〔一般分〕譲渡所得	5.3%	42.7%
7	不動産・給与・雑所得+分離長期〔一般分〕譲渡所得	5.2%	47.8%
8	雑所得+分離長期〔一般分〕譲渡所得	4.3%	52.2%
9	給与所得+分離未公開株式譲渡所得	2.6%	54.8%
10	給与・雑所得+分離長期〔一般分〕譲渡所得	2.2%	56.9%

23) 野村総合研究所（宮本弘之・米村敏康）「プライベートバンキング戦略」（2013）17頁

表 11 2008 年（リーマンショック後）も 3 回連続して超高額所得者（5000 万円超）に該当した者の所得構成

1 回	所得の種類	構成比	累積%
1	不動産・給与・雑所得	14.5%	14.5%
2	給与所得	11.7%	26.2%
3	不動産・給与所得	10.4%	36.6%
4	給与・雑所得	8.5%	45.1%
5	不動産・配当・給与・雑所得	6.4%	51.5%
6	配当・給与所得	6.3%	57.9%
7	配当・給与・雑所得	5.3%	63.2%
8	事業・給与・雑所得	5.1%	68.2%
9	不動産・配当・給与所得	4.5%	72.7%
10	事業・給与所得	3.2%	75.9%

(注) 構成比は、これらの所得を有する者の割合であり、これらの所得項目の所得全体に対する構成割合ではない。

表 12 不動産赤字申告、利子所得の申告、外国税額控除の利用状況（2007、2010）

2010		全申告	5000 万円超	TOP400	
	申告数	24,036,321	50,710	400	
	不動産赤字申告	不動産赤字申告件数	415,171	2,867	29
	割合	1.71%	4.15%	7.25%	
	合計金額（百万円）	-359,788	-8,501	-393	
	平均金額（千円）	-866	-2,965	-13,561	
利子所得の申告	利子申告件数	19,763	1,243	35	
	割合	0.08%	1.80%	8.75%	
	合計金額（百万円）	10,522	2,081	129	
	平均金額（千円）	532	1,674	3,683	
外税控除の利用	外税申告件数	19,937	1,445	38	
	割合	0.08%	2.09%	9.50%	
	合計金額（百万円）	9,669	6,422	850	
	平均金額（千円）	484	4,444	22,368	
2007		全申告	5000 万円超	TOP400	
	申告数	24,273,046	69,093	400	
	不動産赤字申告	不動産赤字申告件数	356,815	3,457	29
	割合	1.47%	5.00%	7.25%	
	合計金額（百万円）	-313,990	-11,263	-1,013	
	平均金額（千円）	-879	-3,258	-34,931	
利子所得の申告	利子申告件数	17,407	1,329	38	
	割合	0.07%	1.92%	9.50%	
	合計金額（百万円）	13,796	5,173	912	
	平均金額（千円）	792	3,892	24,000	
外税控除の利用	外税申告件数	16,631	1,350	33	
	割合	0.07%	1.95%	8.25%	
	合計金額（百万円）	12,633	8,970	1,008	
	平均金額（千円）	759	6,644	30,545	

を示唆するものと思われた。

個人が国外において預貯金等を保有し利子を得た場合、利子所得として申告により納税する必要が生じる<sup>24)</sup>。しかし、超高額所得者（5000万円超）5万～7万人に対して、利子所得を申告する高額所得者は1,200～1,300人程度に過ぎず、外国税額控除を利用している高額所得者（裏返せば国外所得があるため外国で課税され

た所得を有する者）も1,300～1,400人程度にすぎない。

特に、わが国の場合TOP400でも、外国税額控除の利用が38件（2010）に過ぎない点は、米国のTOP400の外国税額控除の利用が325件（2009）であることと比べて極端に低い特徴がある。

## IV. 日米 TOP400 の申告実績

米国は、各年における調整総所得金額（Adjusted Gross Income）が上位400人に該当する納税者の申告データについて統計的な内容を毎年公表している<sup>25)</sup>。

そこで、わが国においても確定申告実績に基づいて上位400人の統計的なデータを分析することにより、日米比較を試みた。

具体的には、米国については2003～2009年分の7年分について、日本については2003～2010年の8年分について検討した<sup>26)</sup>。

（以下、「TOP400」は日米における申告所得金額上位400申告のことをいう。）

IV-1. TOP400に該当するために必要な所得年によつての変動も大きい、日本においてはおおむね6～10億円程度の合計所得金額が、米国においては8000万～1億4千万ドル程度の調整総所得金額が必要なが分かる<sup>27)</sup>。

	日本 百万円		米国 千ドル	
	最低	1人平均	最低	1人平均
2003	582	1,188	54,721	131,242
2004	787	1,707	74,546	172,777
2005	1,015	2,639	100,307	213,914
2006	1,062	2,707	110,602	263,306
2007	1,038	2,836	138,815	344,579
2008	900	2,281	109,736	270,510
2009	681	2,227	77,409	202,417
2010	651	1,438		

なお、わが国の水準は米国（1ドル100円で

24) 所得税法23条2項は、利子についても総合課税より課税することを規定しているが、租税特別措置法第3条1項により、国内で支払いを受ける限り利子所得は源泉分離課税により課税関係が終了し、申告は不要である。他方、所得税法120条は全ての居住者に確定申告義務を課しており、その例外として給与収入の金額が2000万円以下であり給与の支払者が1か所かつ利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、雑所得等の金額の合計額が20万円以下の場合には確定申告が不要であると規定している。したがって、海外で支払われる利子所得が20万円以上の者や、何らかの申告をした者（医療費控除や2か所給与のある者）は海外で支払われた利子が20万円以下である場合であっても申告する必要が生じることになる。

25) 米国では、法令の規定（Section 2123 of the Tax Reform Act of 1976. 90 Stat. at 1915）に基づき20万ドルの調整課税所得金額を申告した納税者について1978年以降統計的な情報が公表されているほか、1992年以降については総所得金額基準で上位400人の納税者グループの申告状況について統計的な情報が公表されている。

26) 日本については各年の確定申告実績による統計的な情報によつた。米国についてはIRS「The 400 Individual Income Tax Returns Reporting the Highest Adjusted Gross Income Each Year 1992-2009」によつた。

27) なお、2008～2010年の3年間において、2回以上TOP400に該当した者が400人に対して39.2%、3回以上該当した者が14.2%存在する。

換算すると 80～140 億円) の 10 分の 1 程度である<sup>28)</sup>。

(千ドル)

#### Ⅳ－２．TOP400 の平均納付税額・実効税率

(百万円)

日本	合計	平均	平均税負担率
2003	98,777	246	20.78%
2004	116,975	292	17.12%
2005	165,497	413	15.67%
2006	168,476	421	15.55%
2007	199,804	499	17.61%
2008	175,046	437	19.19%
2009	152,523	381	17.12%
2010	122,681	306	21.32%

米国	合計	平均	平均税負担率
2003	10,250,277	25,626	19.53%
2004	12,550,332	31,376	18.16%
2005	15,599,966	39,000	18.23%
2006	18,086,563	45,216	17.17%
2007	22,924,540	57,311	16.62%
2008	19,593,085	48,983	18.11%
2009	16,116,865	40,906	19.91%

(注) 実効税率(実効税負担率)は、日本については、税額控除後の税額の合計所得金額に対する割合を、米国については税額の調整合計所得金額(Adjusted Gross Income)に対する割合をいう。

高額所得者の実効税率、なかんずく TOP400 のような例外的な大きさの所得の超高額所得者の実効税率が、法定税率より大幅に低くなる理由は、利子、配当、株式譲渡益等の金融・資本所得には低税率が適用されることと、高額所得者の所得構成に占める金融・資本所得の割合が大きいことによる<sup>29)</sup>。

28) わが国では合計所得金額最低 7～10 億円程度で TOP400 に該当する一方、米国では年によって大きく変動し、またその水準も 8000 万～1 億ドル(80～100 億円)に達している。

それでは、世界の超高額所得者の所得・固有資産の水準はどの程度のもので、地理的にはどのように所在しているのでしょうか。

また、日本のいわゆる超高額所得者は、世界のレベルと比べてどの程度の位置にあるのでしょうか。

こうした疑問については、直接参考となる資料はないが、フォーブス誌によると、2013 年において 10 億ドル以上の資産を持つ個人は世界に 1,426 人存在し、日本には 22 人となっている。世界各国のランキングにおいて、日本は 10 位以下であり、特に一人当たり純資産は 33 位となっている。

純資産(合計)		人数		一人当たり	
1 位米国	18,725 億ドル	1 位米国	442 人	5 位スウェーデン	63 億ドル
2 ロシア	4,271	2 中国	122	7 フランス	60
3 ドイツ	2,962	3 ロシア	110	8 ドイツ	51
4 中国	2,629	4 ドイツ	58	10 HK	50
5 インド	1,936	5 インド	55	16 米国	42
6 HK	1,931	6 ブラジル	46	32 シンガポール	32
7 ブラジル	1,893	7 トルコ	43	33 日本	31
18 日本	684	17 日本	22	52 中国	22

(資料) Forbes 「The 2013 Billionaires List」(2013)より作成。

29) 米国では、議会予算局(CBO)の資料に基づき、2003 年において、上位 1%の納税者が全ての資本所得(all capital income)の 57.5%を受領したこと、また、その割合は上昇していることが報告されている。Isaac Shapiro and Joel Friedman 「New Unnoticed CBO data show capital income has become much more concentrated at the top」(Jan 29 2006) Center on Budget and Policy Priorities。

### Ⅳ-3. TOP400の所得項目における特徴

日本（2010）

	件数	合計金額	平均金額
事業（黒字）	41	32,638	796
（赤字）	7	-863	-123
不動産（黒字）	168	10,700	64
（赤字）	29	-393	-14
給与	358	86,379	241
利子	35	129	4
配当	211	65,524	311
雑	222	5,949	27
分離短期	4	108	27
分離長期	62	54,987	887
株式譲渡 未公開（黒字）	153	207,886	1,359
（赤字）	13	-860	-66
株式譲渡 上場（黒字）	94	113,321	1,206
（赤字）	31	-2,558	-83
合計所得	400	575,382	1,438

（注）総所得金額の単純合計は202,679万円

米国（2009）

	件数	合計金額	平均金額
給与	311	6,942,218	22,322
利子	400	5,363,643	13,412
配当	400	10,557,201	26,393
譲渡	388	38,561,636	99,386
事業	52	520,679	10,013
	70	-66,220	-946
PS等	237	19,838,194	83,705
（参考）所得	400	80,966,919	202,417

（注）米国の譲渡所得は、通常より低い税率（Capital gains subject to preferential rates）が適用になるもの。また、PS等は、パートナーシップ及びS法人所得（純額）である。なお、米国の事業所得の赤字（平均金額）については、2006年が5,047千ドル、2007年が2,590千ドル、2008年が2,400千ドルであった（日本円で2億～5億円。損益通算に利用できる）のとは比べ、2009年には大きく減少している。

### Ⅳ-4. TOP400のうち1000万円以上の雑所得のある者（日本）

なお、わが国において高額な雑所得（ファンドの分配金等やFXの所得が含まれる）のある申告についてみると次のとおり。

日本（2010）

	件数	合計金額	平均金額
2003	36	4,720	131
2004	56	6,807	121
2005	58	12,763	220
2006	58	14,417	248
2007	55	9,920	180
2008	50	7,794	155
2009	46	147,254	3,201
2010	37	5,653	152

### Ⅳ-5. TOP400の所得控除項目における特徴

わが国は、米国と比べると、寄附金控除、外国税額控除共に利用割合が低い。

日本（2010）

	件数	合計金額	平均金額
寄付（所得控除）	142	2,137	15
外国税額控除	38	850	22

米国（2009）

	件数	合計金額	平均金額
寄付（所得控除）	387	6,334,851	16,369
外国税額控除	325	787,415	2,423

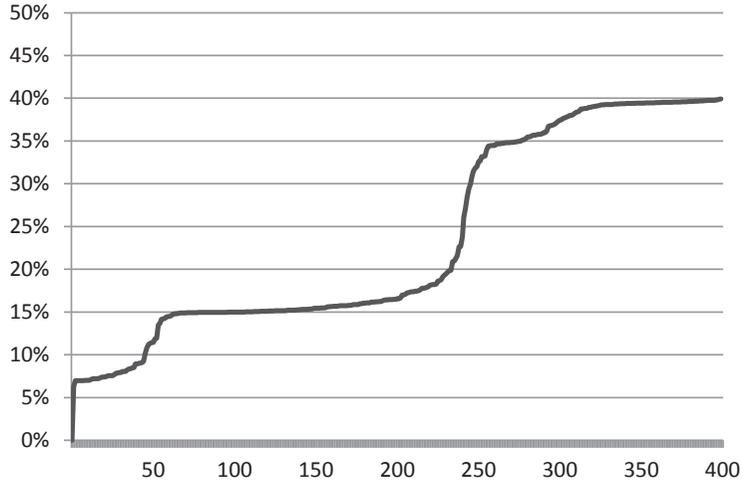
（注）米国の寄付金控除（所得控除）は、Contributions deductionの金額。

### Ⅳ-6. TOP400の実効税率

わが国のTOP400に該当する納税者の実効税率について、2010年の確定申告実績に基づき観察すると、次のようになっており、実効税率15%～20%に該当する申告（152件）が最も多くなっているが、実効税率35%以上の申告（125件）も相当多く存在している。

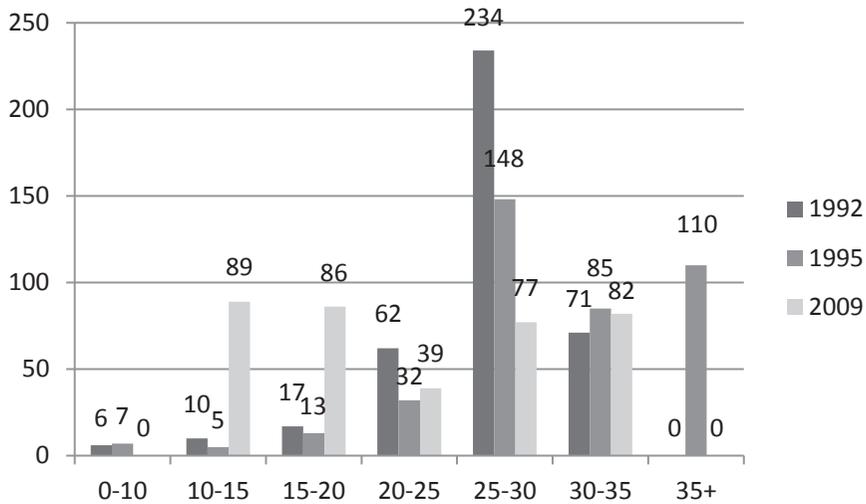
（注）ここでは、日本について「実効税率」は、差し引き所得税額（配当控除後。外税控除前）の合計所得金額に対する割合を言い、米国について「実効税負担率」(effective average tax rates)は、総所得税額（total income tax）の調整総所得金額に対する割合を言う。

図 12 TOP400 の実効税率分布（日本）（2010）



10%未満	15%未満	20%未満	25%未満	30%未満	35%未満	35%以上
45	37	152	7	4	30	125

図 13 TOP400 申告の実効税負担率（%）別分布及び推移（米国）



米国については1992年には25～30%に該当する申告が最も多かったが、2009年には特に一定の税率幅に集中せず、平均して分布している。

税局管内（東京都、神奈川県、千葉県、山梨県）に集中している。次いで大阪国税局管内に15%程度が居住している。

#### Ⅳ-7. TOP400 の居住地（日本）

わが国のTOP400の居住地（納税地）を国税局別にみると、その半分以上（6割）が東京国

#### Ⅳ-8. TOP400 の税負担を圧縮する要素（日本）

わが国のTOP400（合計所得金額が数億～10

表13 TOP400の納税地（国税局別）

国税局・国税事務所	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
東京	235	268	258	266	246	275	227	245
関東信越	20	18	20	20	19	15	23	18
大阪	60	55	51	51	63	43	64	51
札幌	10	2	6	6	4	3	10	9
仙台	2	2	4	6	3	4	5	3
名古屋	41	28	35	24	29	33	38	41
金沢	3	3	4	6	4	2	5	4
広島	8	8	7	9	10	11	15	10
高松	1	3	3	1	3	3	0	1
福岡	18	9	7	9	13	11	8	13
熊本	1	2	3	1	5	0	4	3
沖縄	1	2	2	1	1	0	1	2
合計	400	400	400	400	400	400	400	400

表14 TOP400のうち（課税）総所得金額が0円となる申告の特徴（2003～2010）

（百万円）

営業	-4,175	雑損控除	0
農業	-17	医療費控除	68
不動産	-1,119	社会保険料控除	108
利子	43	小規模企業共済等控除	6
配当	5,312	生命保険料控除	5
給与	3,975	損害保険料控除	1
雑	1,149	寄付金控除	8,224
譲渡（短期）	3,135	勤労学生障害者控除	6
譲渡（長期）	17	老年者寡婦夫控除	1
一時所得	29	配偶者控除	24
①総所得金額	4,747	配偶者特別控除	1
うち黒字	13,666	扶養控除	58
うち赤字	-5,311	基礎控除	93
商品先物	2,844	所得控除合計	8,600
分離短期	2,679	課税総所得金額	0
分離長期（一般）	177,984	算出合計税額	74,119
分離長期（特別）	6,820	配当税額控除	274
分離長期（軽課）	20,005	差引所得税額	73,947
株式譲渡（未公開）	251,851	外国税額控除	1,160
株式譲渡益（上場）	140,825	政治献金税額控除	0
山林	140	特別減税	480
退職	2,160		
②分離課税分合計	605,308	源泉徴収税	4,856
③合計所得金額	611,609	申告納税額	68,907

（注）2003～2010年のTOP400の申告実績のうち、（課税）総所得金額が0円となる246件の申告内容を単純に合計したものの。

億円以上)になる水準の所得を持ちながら、総所得金額がゼロ、すなわち、分離課税による納税はあるが、最高税率(40%)による課税がなされない申告が各年20件以上存在している<sup>30)</sup>。

こうした申告の特徴としては、次をあげることができよう。

- ・最高税率が適用される所得項目としては、配当所得(確定申告しないことを選択した場合や、申告不要とされる配当所得以外のもの)

の金額が大きく、次いで給与所得がある。

- ・分離課税される所得項目としては、非上場株の譲渡益、一般の譲渡益、上場株式の譲渡益の金額が非常に大きい。
- ・事業所得及び不動産所得の赤字が、損益通算により総所得金額を圧縮している。
- ・所得控除項目としては、寄付金控除の影響が非常に大きい。また、外国税額控除の金額も大きい。

## V. おわりに

所得税は、税収への貢献が大きいこと、また、納税者数が最大であり国民にとって身近な税であることなどから、わが国税制にとって非常に重要な税である。こうした所得税の基本的な性格は今後も変わらないであろう。

本検討は高額所得者の申告を実証的に分析したものが、確認(再確認)されたこととして、まず、所得額及び所得税額は高額所得者に集中していることがある。高額所得者は経済実態を踏まえた“現実の課税ベース”(税収源)として極めて重要な存在である。また、こうした集中傾向は強まっている(図2, 3及び補論A)。

次に、所得税収の大きな部分が少数の高額所得者グループにより支えられているが、それは必ずしも高い最高税率や累進構造によりもたらされたものではない(実効税率はむしろ「累退的」なカーブを描いている)。

所得税には、財政の観点からは社会の共通経

費としての財源調達機能や、所得再分配機能といった役割を果たすことが期待されている<sup>31)</sup>。しかし、大多数の納税者の税額的な貢献は小さいことから財源調達や所得再分配において現実には果たし得る機能には限界もある<sup>32)</sup>。こうした目的を効率的に達成するためには、所得税以外のアプローチも含めて工夫することが必要であると思われる。

次に、高額所得者グループとそれ以外は所得構成の面や各種控除利用の面で大きく異なっていることがある(表4, 表12)。

高額所得者の所得構成においてはいわゆる金融所得(株式譲渡益、配当所得)及び資本所得(分離課税される譲渡所得)の割合が大きい。大半の納税者(特に所得が低い階層の納税者)にこのような所得項目はないか、あっても少額であろう。

税収として貢献の大きな高額所得者の所得に

30) 岡直樹「高額所得申告者・大規模法人の行動と税務行政への示唆」税務大学校論叢(平成21年)図表18参照。

31) 税制調査会「わが国税制の現状と課題」(平成12年7月)70頁。

32) 例えば、平成23年(2011)において、申告納税者(税額のある607万人)のうち、合計所得金額300万円以下の所得階級に全体の52.9%の申告納税者が存在し、1,383億円あまりを納税しているが、所得金額5000万円超の納税者4万4千人(全体の0.7%)が納税した税額1兆3,266億円の10分の1にすぎない。また、給与所得者(1年以上勤務した者4,565万人)のうち、所得金額400万円以下の所得階級に全体の59.2%の給与所得者が存在し、9,644億円あまりを納税しているが、給与所得2500万円超の者91,960人(全体の0.2%)が納税した1兆416億円に及ばない。

において、金融所得や資本所得の割合が大きいことは、わが国の所得税について考えるとき、国際的な視点も重要であることを強く示唆している。

金融所得・資本所得は、金融手段の発達やグローバルな資本移動の下で国境を越えて移動することが勤労所得より容易であることから、二元的所得税などがこれまでも様々に論じられてきている<sup>33)</sup>。

また、金融所得や株式等譲渡益<sup>34)</sup>はその実現時期や帰属（外国の法人等を経由した間接支配など）を納税者自身が決定（操作）することが可能であり、節税や租税回避行為が可能である。わが国の非居住者となった後に例えば譲渡所得が帰属した場合、そもそもわが国での居住者としての課税は行われない。こうした、非居

住者になることを利用した節税・租税回避が実際に意味を持つのは、ごく少数の高額所得者である<sup>35)</sup>。

なお、外国税額控除の利用や利子所得・雑所得の申告状況から推察する限り、わが国の高額所得者、超高額所得者は、米国とくらべて、クロスボーダーの所得その他経済活動は活発でないように見受けられる<sup>36)</sup>。

個人所得課税について、今後効率的な政策立案・税務執行を行っていくにあたっては、税収に与えるインパクトの大きい高額所得者の実態や高額所得者に特徴的な所得（金融所得、株式譲渡益等）や節税行動（損益通算やクロスボーダーの側面<sup>37)</sup>）に注目していくことが有益であろう。

#### 補論A わが国の所得階級別の所得税額の分布、実効税率及びその推移について —申告所得標本調査による—

##### 所得階級毎の納税者数、所得金額及び税額シェア及びその推移

以下では、「申所」のデータに基づき、所得階級別（合計所得金額による）の、①納税者数、

33) 二元的所得税論は、資本は労働より地理的に流動的であることを前提として、勤労所得に対しては累進税率を適用する一方、資本所得に対しては勤労所得に適用する最低税率以下の税率などにより分離課税する。これは、「包括的所得税論」と「最適課税論」の考え方の折衷的なものとされる。なお、二元的所得税についての理論的な先行研究・提言の例として、森信茂樹「二元的所得税とわが国への政策的インプリケーション」『フィナンシャル・レビュー』（2002）。

34) ストックオプション所得や退職所得も場合により可能である。

35) 法人が国外に移住し日本法人税法の適用上外国法人となることは基本的にはないが、個人は日常的に外国に転勤や移住をしており、日本租税法上非居住者となることは特別なことではない。所得税法に定める非居住者となった場合、日本の課税管轄権から適法に課税上は完全に離脱する。このため、実際、非居住者として出国した直後に多額の株式譲渡を行い、日本の課税を免れた例も生じている（東京高判 H20.2.28）。裁判官が国外の住所を「寓居」と述べた例でも、結果として納税者が膨大な日本の税を免れている（最高判 H23.2.18）。税金上有利になるなら、活動実態に乏しい外国法人に勤務するなど積極的にそのような外形を整えることは可能であろう。なお、米、仏など先進主要国の多くでいわゆる出国税（課税上の住所を国外に移転する際に未実現利益に課税する税制。納付時期については猶予される例もある）が導入されていることはこうした問題への対応方法の一形態として参考になる。

36) その理由については本研究の範囲内からは十分に解明できていない。

37) 平成26年（2014）から、国外財産調書の提出制度が創設され、26年1月1日以後に提出すべき調書について適用された。これは、12月31日においてその価値の合計額が5000万円を超える国外財産を有する居住者に適用されるが、こうした制度は高額所得者の方が国外からの所得を保有する傾向があることから（所得が大きい納税者の方が外国税額控除を利用している。表12参照）、課税の透明性の向上に資するものと思われる。

所得金額及び税額の分布（シェア）並びにその動向、及び、②実効税率並びにその動向について示す。

なお、申所の対象は、各年分の申告所得税について翌年3月31日現在において申告納税額がある者（以下「申告納税者」）であり、所得金額があっても申告納税額のない者（例えば、還付申告書を提出した者等）は、調査対象に含まれない。具体的な申告納税者数は6～8百万人程度であり、平成23年分（2011年分）については607万人である。

（注）以下の各図表は、全て各年の申所「第1表・総括表」より作成しているため、個々の表記を省略する。

ポイント

- ①合計所得金額及び所得税の納税額は申告納税者の0.7%程度(2011)にすぎない超高額所得者（合計所得金額5000万円超）に集中している（図14）。
- ②超高額所得者に所得、税額が集中する傾向が進展している（図15、図16）。
- ③超高額所得者の実効税率は近年高まっている。（表17②）なお、納税者の半分（下位50%）については平成19年の最低税率引下後においても実効税率は低下している（表16、17）。

#### 所得階級別の実効税率

所得階級別の実効税率を、合計所得金額に対

図14 納税者数分布（合計所得金額階層別シェア）

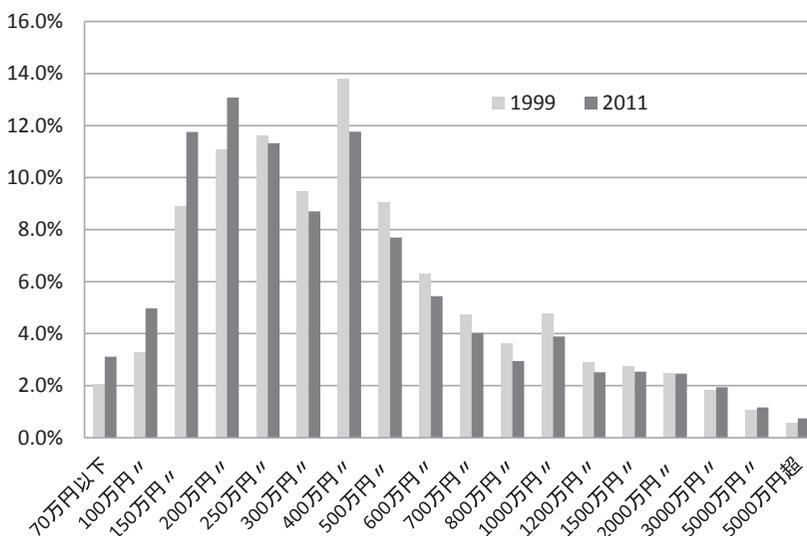


表15 所得階級別申告納税者の分布（シェア）

	70万円以下	100万円〃	150万円〃	200万円〃	250万円〃	300万円〃	400万円〃	500万円〃	600万円〃
1999	2.00%	3.30%	8.90%	11.10%	11.60%	9.50%	13.80%	9.10%	6.30%
2011	3.10%	5.00%	11.70%	13.10%	11.30%	8.70%	11.80%	7.70%	5.40%
	700万円以下	800万円〃	1000万円〃	1200万円〃	1500万円〃	2000万円〃	3000万円〃	5000万円〃	5000万円超
1999	4.70%	3.60%	4.80%	2.90%	2.80%	2.50%	1.80%	1.00%	0.50%
2011	4.00%	2.90%	3.90%	2.50%	2.50%	2.50%	1.90%	1.20%	0.70%

図15 所得分布（合計所得金額階層別シェア）

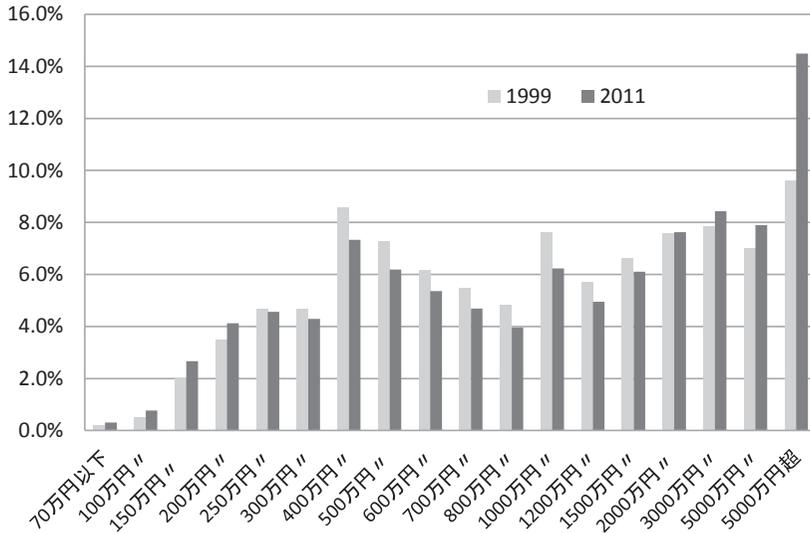
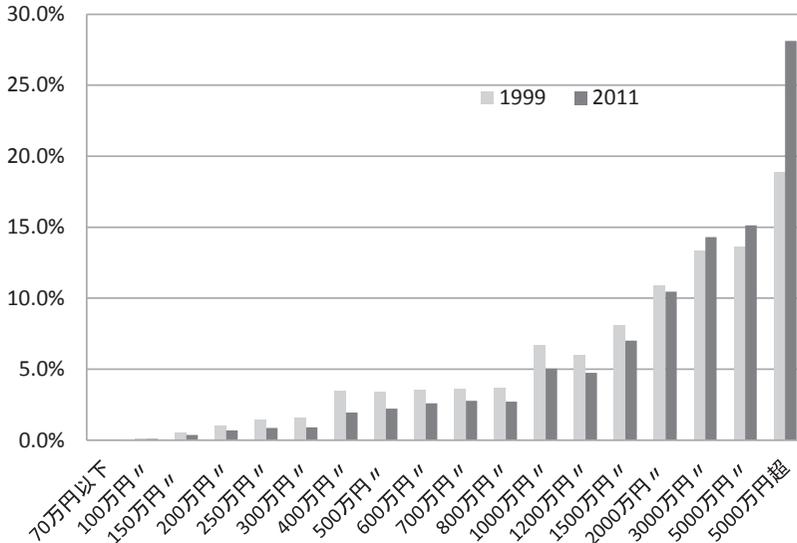


図16 納税額分布（合計所得金額階層別シェア）



する所得税額の割合として定義し、申所のデータに基づいて計算すると表16のようになる。

（具体的な計算方法）

申告所得標本調査「第1表 総括表」の「合計所得階級」毎に「算出税額」を「合計所得」の金額で除して得た割合を求めた。なお、10

億円を超えるような水準の超高額所得者については、各所得階級毎の納税者の数が数人～数10人程度と僅少のため、個別的な事情により得られる実効税率が変動するので、10億円超～100億円超のグループについてはこれらをまとめて「10億円超」として計算している。

なお、10億円超の所得階級に属する納税者は、

日本の所得税負担の実態—高所得者を中心に—

表 16 所得階級別実効税率

合計所得金額階級	2006(H18)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)	2011(H23)
70万円以下	2.22%	0.86%	0.71%	0.66%	0.72%	0.47%
100万円々	3.44%	1.71%	1.65%	1.70%	1.59%	1.59%
150万円々	4.11%	1.96%	1.93%	1.94%	1.83%	1.96%
200万円々	4.35%	2.31%	2.26%	2.25%	2.25%	2.35%
250万円々	4.77%	2.72%	2.61%	2.45%	2.49%	2.65%
300万円々	5.26%	3.02%	2.86%	2.73%	2.80%	2.96%
400万円々	5.79%	3.56%	3.54%	3.41%	3.47%	3.72%
500万円々	6.66%	4.85%	4.71%	4.59%	4.62%	5.03%
600万円々	8.21%	6.41%	6.40%	6.17%	6.19%	6.77%
700万円々	9.31%	7.76%	7.86%	7.75%	7.71%	8.30%
800万円々	10.24%	8.97%	9.10%	9.09%	9.16%	9.64%
1000万円々	11.74%	10.65%	10.87%	10.70%	10.77%	11.32%
1200万円々	13.38%	12.62%	13.15%	12.99%	12.88%	13.41%
1500万円々	15.32%	15.29%	15.78%	15.85%	15.75%	16.06%
2000万円々	18.06%	18.39%	18.64%	18.89%	18.82%	19.22%
3000万円々	20.73%	21.68%	22.63%	22.92%	22.72%	23.75%
5000万円々	23.80%	25.41%	26.55%	27.24%	26.73%	26.84%
1億円々	24.90%	26.68%	28.56%	29.55%	29.08%	28.88%
2億円々	24.18%	25.54%	27.85%	29.42%	28.57%	28.22%
5億円々	22.29%	23.90%	25.50%	28.40%	27.24%	26.76%
10億円々	20.09%	22.22%	23.58%	24.90%	24.80%	23.50%
10億円超	16.31%	16.88%	19.55%	22.13%	20.15%	20.80%

(資料) 国税庁「申告所得標本調査」(第1表・総括表)より作成。

(注) 平成19年(2007)から最低税率(課税所得金額197万円)がそれまでの10%から5%に引き下げられている。

表 17 実効税率の変化

合計所得金額階級	①対前年					②2011対基準年	
	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)	2011(H23)	対2007	対2006
70万円以下	-1.36%	-0.15%	-0.05%	0.06%	-0.25%	-0.39%	-1.75%
100万円々	-1.73%	-0.05%	0.05%	-0.11%	0.00%	-0.12%	-1.85%
150万円々	-2.14%	-0.03%	0.00%	-0.11%	0.12%	-0.01%	-2.15%
200万円々	-2.03%	-0.06%	-0.01%	0.00%	0.10%	0.04%	-1.99%
250万円々	-2.05%	-0.10%	-0.16%	0.04%	0.16%	-0.06%	-2.11%
300万円々	-2.25%	-0.15%	-0.13%	0.07%	0.16%	-0.06%	-2.31%
400万円々	-2.23%	-0.02%	-0.14%	0.06%	0.25%	0.16%	-2.07%
500万円々	-1.81%	-0.14%	-0.12%	0.04%	0.40%	0.18%	-1.63%
600万円々	-1.80%	-0.01%	-0.24%	0.02%	0.58%	0.36%	-1.44%
700万円々	-1.55%	0.10%	-0.11%	-0.04%	0.59%	0.53%	-1.02%
800万円々	-1.27%	0.13%	-0.01%	0.06%	0.48%	0.66%	-0.60%
1000万円々	-1.10%	0.22%	-0.17%	0.07%	0.56%	0.67%	-0.42%
1200万円々	-0.76%	0.53%	-0.16%	-0.11%	0.53%	0.79%	0.03%
1500万円々	-0.03%	0.49%	0.07%	-0.10%	0.31%	0.77%	0.74%
2000万円々	0.33%	0.25%	0.25%	-0.07%	0.40%	0.83%	1.16%
3000万円々	0.95%	0.95%	0.29%	-0.20%	1.03%	2.07%	3.02%
5000万円々	1.61%	1.14%	0.69%	-0.50%	0.10%	1.43%	3.03%
1億円々	1.78%	1.88%	0.99%	-0.47%	-0.20%	2.20%	3.98%
2億円々	1.36%	2.32%	1.57%	-0.86%	-0.35%	2.68%	4.04%
5億円々	1.61%	1.60%	2.90%	-1.17%	-0.48%	2.86%	4.47%
10億円々	2.13%	1.36%	1.32%	-0.10%	-1.31%	1.28%	3.41%
10億円超	0.57%	2.67%	2.59%	-1.98%	0.65%	3.92%	4.49%

(資料) 国税庁「申告所得標本調査」(第1表・総括表)より作成。

(注) 平成19年(2007)から最低税率(課税所得金額197万円)がそれまでの10%から5%に引き下げられている。

おおむね上位400人程度であり、わが国におけるTOP400の納税者グループと重なっている。

また、2006年（平成18年）～2011年（平成23年）における合計所得階級別の実効税率の推移を、①前年との変化、②2006年を基準とした場合の2011年における変化を示すと表17のようになる（パーセントポイント）。

以上より、申告納税者の半数（300万円以下

の所得階級の納税者の全体に対するシェアは2011年において52.9%）については、2007年以後の現行の税率構造においても実効税率が低下している一方、合計所得金額が5000万円を超えるような超高額所得者の実効税率は、数パーセントポイント増加したことを観察することができる。

### 補論B 高額所得者に適用される税率の推移（日本及び米国） 最高税率・金融所得に対する税率の推移等

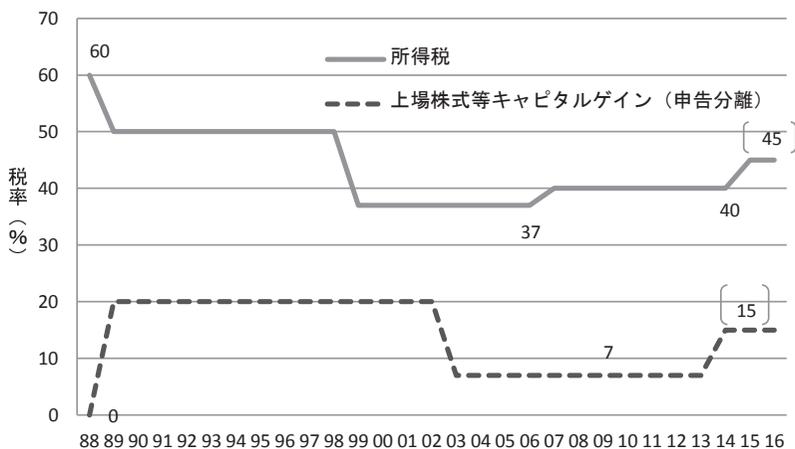
高額所得者、特に数億円を超えるようなレベルの所得がある者は、所得に占める金融所得（利子、配当、株式譲渡所得）の割合が大きい<sup>38)</sup>。

これら金融所得には、日本においても米国においても、通常の総合課税における累進税率（最

高税率）と異なる優遇的な税率（低税率）が適用されている。

高額所得者の租税負担を考える上では、最高税率と併せて、あるいはむしろ、金融所得に対する税制度を念頭に置く必要がある。

図17 日本（国税）における法定最高税率の推移



(注) 平成27年分（2015）から、課税所得5000万円超については45%の税率が適用される。

38) なお、米国のTOP400の申告をみると、わが国の場合、組合形式のファンド収益は組合事業にかかる収入金額等を分配割合に応じて各組員の収入金額等として計算することが困難な場合、雑所得に該当すると思われるが、TOP400雑所得の申告は平均金額2600万円程度であり、米国TOP400のパートナーシップ等の所得の平均が8300万ドル（83億円）であるのと比べると、米国のTOP400納税者の水準がわが国のTOP400の10倍以上であることを考慮しても、比較にならないほど小さい。所得税基本通達36・37共-20は、ファンド等任意組合等の組員の利益等の計算にあたり、①組合事情の個々の収入、資産、負債等を完全にパススルーする方法、②組合事業の収入、原価、費用、損失ごとにまとめてパススルーする方法、③組合段階で計算した利益、損失の額を全組員に帰属させる方法、を示している。なお、所得区分について、③の場合には組合事業の主たる事業内容に従って決められるとしている。

図 18 日本（地方税）における法定最高税率の推移

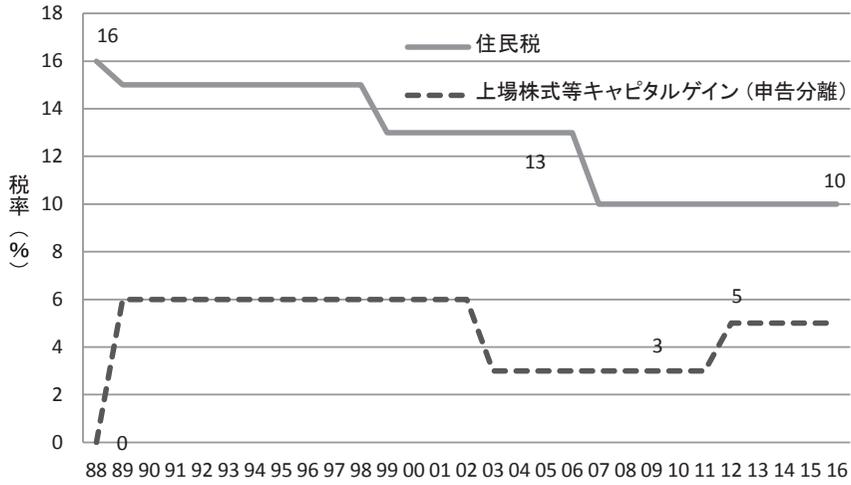
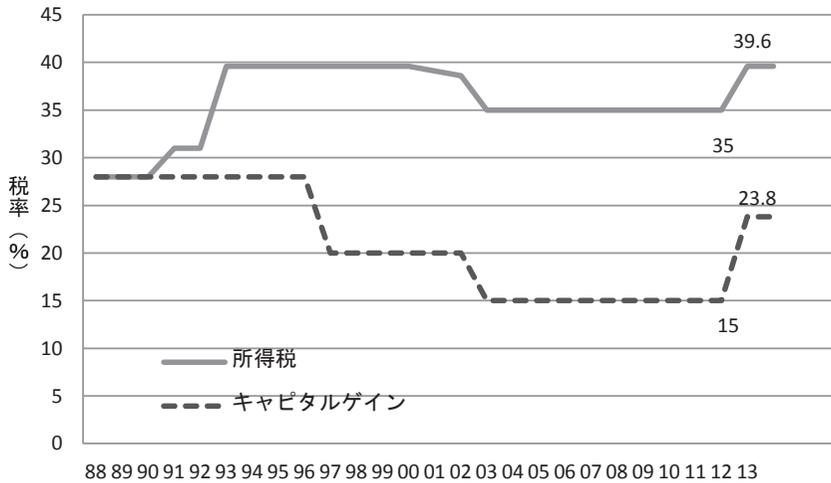


図 19 米国における法定最高税率の推移



(注) 所得税の税率は夫婦合算申告 (Married filing jointly) の場合。キャピタルゲインの税率は長期 (1 year or more) かつ最高税率が適用される納税者の場合。

表 18 わが国の金融・資本所得の税制の概要 平成 26 年（2014）以降

	利子	配当		株式譲渡		(参考) 外国のパート ナーシップ、 ファンド等の 分配金
		上場株式等に係 る配当	上場株式等以 外に係る配当	上場株式等	上場株式等以 外	
国内源泉	源泉分離 (20%)	①申告不要 20%源泉 ②申告選択 (イ) 配当所得と して総合課税 (累進税率) + 配 当控除 又は (ロ) 申告分離 (20%)  (外国株式に係 る配当の場合、 配当控除の適用 はなく、外国税 額控除の適用が ある)	総合課税 (累 進税率) + 配 当控除  (外国株式に 係る配当の場 合、配当控除 の適用はなく、 外国税額 控除の適用が ある)	申告分離 (20%)	申告分離 (20%)	NA  (例) 雑所得 に該当する場 合、総合課税 (累進税率) + 外国税額控 除
国外源泉	国内金融機関 等経由					
	直接					
株式譲渡損がある場合、 他の所得の損失との通 算 (損益通算) 又は株 式所得内の損失との通 算ができるか	不可	国内・国外とも 株式譲渡益及び 公社債所得等と の間で通算可能	不可	国内・国外と も株式譲渡益 及び公社債所 得等との間で 通算可能	不可	雑所得の場合 不可

(注 1)

- 平成 26 年 (2014 年) 以降のもの。一定の配当、株式譲渡益について、25 年末までは 10% (国 7%、地方 3%) が適用。
- 特定公社債には、外国の国債、外国社債で国内で売出されたものが含まれる。
- 外国株式のうち上場されているものは、国内の上場株式同様の取扱がなされる。
- 上場株式に係る配当の申告不要制度は、上場株式の配当であっても、大口株主の場合は除かれる。
- 「上場株式等」には、「金融商品取引所に上場されている株式等、店頭売買登録銘柄として登録された株式」のほか、「外国金融商品市場において売買されている株式」及び「株式等証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものの受益権及び特定投資法人の投資口」が含まれる。
- 配当については、10 万円以下 (計算期間 1 年) の場合、上場株式等の配当以外についても申告不要制度の適用がある。
- 申告分離課税を選択した特定公社債等の利子等及び特定公社債等の譲渡所得税は、上場株式等の譲渡損と通算可能になる (平成 28 年以降)。
- 上場株式等以外の株式等の譲渡損益と上場株式等の譲渡損益との通算不可 (平成 28 年以降)。
- 平成 25 年から平成 49 年の各年分においては、上記とは別に、その年分の基準所得税額の 2.1% の復興特別所得税が課税される。
- 20% 源泉徴収の内訳は、国 15%、地方 5%。

(注 2) 海外の投資ファンドに投資した場合の申告時期

外国の投資ファンドは、パートナーシップや信託の形態をとることが多いと考えられる。外国のパートナーシップは、それが日本租税法の適用上組合同様に扱われる場合、分配が実際になくとも毎年の課税所得に含めて申告する必要がある。信託税制は、信託の受益者が信託財産を所有するとみなして所得税法を適用することを原則としているので (所得税法 13 条 1 項本文)、集団投資信託 (日本の集団投資信託を念頭においているので、外国の信託は基本的に該当しない) の場合を除き、信託からの分配が実際になくとも、毎年の課税所得に含めて申告する必要がある (所得税基本通達 13-2)。

## 参 考 文 献

金子宏 (18 版) 「租税法」弘文堂

中里実 「課税管轄権からの離脱をはかる行為について」『フィナンシャル・レビュー』94号、2009年5月 p.4

増井良啓 「税務執行の理論」『フィナンシャル・レビュー』65号、2002年10月 p.169

森信茂樹 「二元的所得税とわが国への政策的インプリケーション」『フィナンシャル・レビ

- ュー』65号, 2002年10月 p.38  
森信茂樹・前川聡子「わが国所得税課税ベース  
のマクロ推計」『フィナンシャル・レビュー』  
57号, 2001年6月 p.103
- Adrian Dungan and Michael Parisi, “Individual  
Income Tax Rates and Shares, 2010” Statistics of  
Income Bulletin, Winter 2013, pp.18-63
- SOI Tax Stats - Individual High Income Tax Returns  
[http://www.irs.gov/uac/SOI-Tax-Stats-Individual-  
High-Income-Tax>Returns](http://www.irs.gov/uac/SOI-Tax-Stats-Individual-High-Income-Tax>Returns)
- The Congressional Budget Office “Trends in the  
Distribution of Household Income Between 1979  
and 2007” <http://www.nber.org/chapters/c12827>.
- pdf  
The Congressional Budget Office “Historical  
Effective Federal Tax Rates:1979 to 2005” [http://  
www.cbo.gov/sites/default/files/cbofiles/  
ftpdocs/88xx/doc8885/12-11-historicaltaxrates.  
pdf](http://www.cbo.gov/sites/default/files/cbofiles/ftpdocs/88xx/doc8885/12-11-historicaltaxrates.pdf)
- The IRS “The 400 Individual Income Tax Returns  
Reporting the Largest Adjusted Gross Incomes  
Each Year, 1992-2009” [http://www.irs.gov/pub/  
irs-soi/09intop400.pdf](http://www.irs.gov/pub/irs-soi/09intop400.pdf)
- The President’s Advisory Panel on Federal Tax  
Reform “Simple, Fair, and Pro-Growth: Proposals  
to Fix America’s Tax” Nov. 2005